

自動車保険改定のご案内

いつも日新火災をお引き立ていただき、ありがとうございます。

このたび、弊社は自動車保険を改定いたします。

つきましては、主な改定内容をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1

主な補償の改定

(1) ロードサービス特約の改定

- ① 運搬・引取費用保険金の支払限度額を「50万円」から「15万円」に改定します。^{*}
- ② スマートキーの電池切れに伴う走行障害により運搬・引取費用等が発生した場合を本特約の補償対象とします。
※本特約の運搬・引取費用保険金の支払限度額を「15万円」に引き下げますが、弊社が提供するロードサービス(ドライビングサポート24)をご利用いただいた場合は、弊社の提携業者が実施したサービス費用(サービスに付随して発生する部品代などは除く)をお客さまにご負担いただくことはありません。

(2) レンタカー特約の改定

- ① レンタカー30日特約において、走行障害または故障損害に伴い「レンタカー費用保険金」を支払う場合の補償限度日数を、現行の「30日」から「15日」に変更します。車両損害に伴い「レンタカー費用保険金」を支払う場合は、補償限度日数は「30日」と変更ありません。また、本改定に伴って、特約の名称を「レンタカー事故時30日特約」に変更します。
- ② 設定可能な日額の上限額を「20,000円」から「15,000円」に改定します。

特約名称		改定前		改定後	
		レンタカー30日特約	レンタカー15日特約	レンタカー事故時30日特約	レンタカー15日特約
限度 日数	車両損害	30日	15日	30日	15日
	走行障害 故障損害	30日	15日	15日	15日
設定可能な日額		5,000円～20,000円	5,000円	5,000円～15,000円	5,000円

- ③ 下表のとおり、レンタカーを利用できない場合に、被保険者^{*1}が負担する他の交通手段に関する費用の補償範囲を拡大します。

○:費用を補償可能、×:費用を補償不可

レンタカーを利用できない場合	他の交通手段	改定前	改定後
災害救助法が適用された災害の影響	公共交通機関 ^{*2}	○	○
	レンタカー以外の自動車 ^{*3}	○	○
時期的・地域的な事情によりレンタカーを借り入れることができない	公共交通機関 ^{*2}	○	○
	レンタカー以外の自動車 ^{*3}	×	○
車両損害の発生に伴うケガによって、レンタカーを運転できない	公共交通機関 ^{*2}	×	○

^{*1} 被保険自動車の所有者などをいいます。

^{*2} 電車、バス、タクシーその他の公共交通機関をいいます。

^{*3} レンタカー以外の自動車で、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

(3) 心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約の新設

「人身事故」または「物損事故」において、心神喪失等により被保険自動車の運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったと弊社が認める場合に、本特約の被保険者である被害者に生じた損害に対して保険金を支払う特約を新設します。

本特約は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を付帯した場合に全契約自動セットします(追加保険料はありません。)。また、本特約に係る保険事故は「ノーカウント事故」として取り扱い、フリート契約における成績計算(優良割引・第一種デメリット料率の算出)は、本特約に係る保険料および保険金は算入しません。

- 改定前の自動車保険では、心神喪失等により、運転者の責任能力等が否定され、法律上の損害賠償責任を負わないと判断された場合は補償対象とならず、結果として被害者の救済ができませんでした。
- そこで、「心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約」を新設します。本特約により、被保険自動車を運転中の事故等において、運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと弊社が認める場合^{*}は、法律上の損害賠償相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

^{*}民法713条の適用により法律上の損害賠償責任を負わないと弊社が認める場合をいいます。

(4) 入院時諸費用特約の改定

- ① 万一の際に、より多くのお客さまが十分な補償を得られるようにするため、ノンフリート契約(ユーサイドWebを除く)について、全契約に入院時諸費用特約を自動セットします。
- ② 入院時諸費用特約は入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間に利用したサービスを補償対象としていました。本改定により、やむを得ない事情があり、入院3日目からその日を含めて180日を超えた場合であっても、1年を超えない期間であれば一部サービスを補償対象とします。

(5) その他の主な改定

項目	概要
「ロードサービスの運搬・引取費用支払限度額引上げ特約」の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・本特約をセットできる契約をフリート契約のみに変更し、ノンフリート契約にはセットいただけなくなります。 ・支払限度額を現行の「100万円」から「50万円」に改定します。
アサンの販売停止	商品ラインナップのシンプル化のためアサンの販売を停止します。

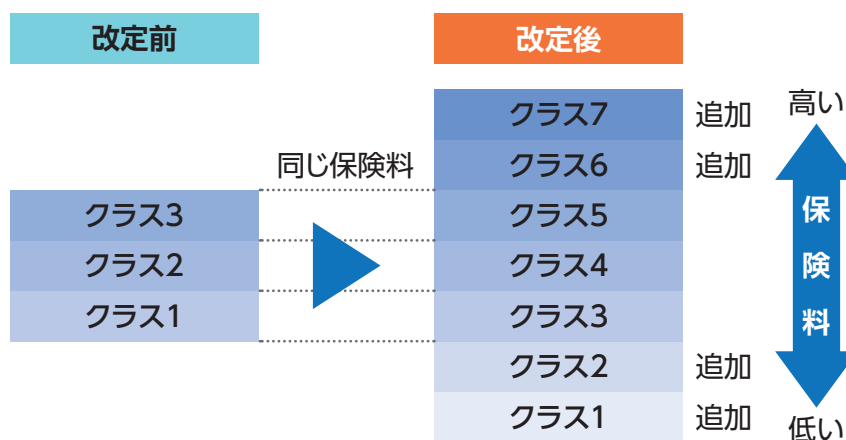
2

保険料の改定

以下のとおり保険料改定を行います。

- 近年の急激な物価上昇による影響や、自然災害の増加等による保険金の上昇傾向を踏まえ、保険料率を引き上げます。
- 用途車種に、電動キックボードなどを対象とする「特定小型原動機付自転車」の区分を新設します。また、同区分の保険料率を新たに設けます。
*「特定小型原動機付自転車」は、免許が不要であるため、ゴールド免許割引は適用しません。
- 自家用軽四輪乗用車における型式別料率クラスのクラス数を現行の「3クラス」から「7クラス」に拡大します。

【改定のイメージ】



<特約の名称について>

ロードサービス特約は「ロードサービス費用補償特約」、レンタカー15日特約は「レンタカー費用補償特約(15日限度)」、レンタカー30日特約は「レンタカー費用補償特約(30日限度)」、レンタカー事故時30日特約は「レンタカー費用補償特約(事故時30日限度)」、入院時諸費用特約は「人身傷害諸費用補償特約」、アサンは「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」を合わせて付帯した車両保険の略称です。

このチラシは、新総合自動車保険(ユーサイド)の改定の概要を記載したものです。詳細につきましては、新総合自動車保険(ユーサイド)重要事項説明書兼パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-25-7474

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-616-898

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。